

奈良県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和六年二月六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	木村 玉清
施術所の名称及び所在地	檀原市南八木町二―二―二八 B e l c o u r t 二〇二号 室
指定年月日	令和六年一月一日